

米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務

プロポーザル募集要項

平成 26 年 5 月 9 日
米子市環境政策局環境事業課

目 次

1	目的	P 3
2	概要	P 3
3	要求水準	P 3
4	参加条件	P 3
5	日程	P 4
6	参加申込手続	P 4
7	審査方法等	P 5
8	質問の受付	P 6
9	本支援業務の委託契約	P 7
10	著作権及び工業所有権等	P 7
11	その他	P 7
12	問合せ先	P 8

別紙 1	施設概要
別紙 2	米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務概要書
別紙 3	米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務プロポーザル第 1 次審査項目表
別紙 4	米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務プロポーザル第 2 次審査項目表

1 目的

このプロポーザルは、米子市クリーンセンター長寿命化計画（以下「本計画」という。）の改定に当たり、当該改定に関する支援業務に係る企画の提案を広く募集し、市の要求に対する理解力、実現性、技術力及びサポート力並びに本計画の将来性、確実性等と当該支援業務に係る経費とを総合的に評価することで、最も適切な事業者を受託者の候補者として選定することを目的とする。

2 概要

(1) プロポーザルの名称

米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 本プロポーザルの内容

本プロポーザルは、本計画の改定に関する支援業務（以下「本支援業務」という。）に係る企画の提案である。

(3) 予算額

本支援業務の予算額は、6,277,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、これを上回る価格の提案は、受け付けない。

(4) 履行期間

委託契約の締結日から平成27年3月27日まで

(5) 対象とする施設の概要

別紙1のとおり

3 要求水準

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「参加希望者」という。）は、別紙2「米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務概要書（以下「概要書」という。）に示された水準を、効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を行った提案を行うこと。

なお、概要書において市が具体的な仕様等を定めている部分について、その仕様と同等又はそれ以上の性能を有し、かつ、本支援業務の目的と矛盾しないことを参加希望者が明確に示した場合に限り、代替的な仕様等の提案を認めるものとする。

また、本支援業務の目的と矛盾しない限りにおいて、概要書に示されていない部分について安全性又は効率性を向上させるような提案があれば、市は、その具体性及びコストの適切性に基づいて、これを適切に評価する。

4 参加条件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 米子市の入札参加資格者名簿（業種は、建設コンサルタントに限る。）に継続して2年以上登録されている事業者であって、日本国内に本店又は支店を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加

資格を有しない事業者でないこと。

- (3) 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）による指名停止措置を受けている事業者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (5) 平成21年度以降に地方公共団体等が発注した「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設編 し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」（平成22年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル ごみ焼却施設 し尿処理施設」（平成22年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に準拠する長寿命化計画の策定に関する業務について、元請で受注し、完了した実績を有する事業者であること。
- (6) (5)の業務と同種又は類似の業務における管理技術者として従事した経験を有する者を、本業務の管理技術者として配置することができること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

5 日程

本プロポーザルの日程（予定）は次のとおりとする。

- (1) 平成26年 5月 9日（金） 公告・募集要項交付
- (2) 平成26年 5月26日（月） 参加申込書等提出期限
- (3) 平成26年 5月29日（木） 第1次審査（書類審査）
- (4) 平成26年 5月30日（金） 第1次審査結果通知
- (5) 平成26年 6月13日（金） 企画提案書提出期限
- (6) 平成26年 6月20日（金） プレゼンテーション・第2次審査
- (7) 平成26年 6月27日（金） 第2次審査結果通知

6 参加申込手続

参加希望者は、次に定めるところにより、本プロポーザルへの参加の申込みをすること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 参加申込事業者概要書（様式第2号）
 - ウ 価格提案書（様式第3号）
- (2) 提出場所
郵便番号 683-0852
米子市河崎3280番地1 米子市クリーンセンター内
米子市環境政策局環境事業課

電話番号 0859-30-0270

(3) 提出方法

書留郵便又は持参により提出すること。なお、提出書類は、(1)に掲げる順につづり(ホッチキス留め可)、正本(押印をしたもの)1部及び副本2部を提出すること。

(4) 提出期限

平成26年5月26日(月)午後5時(必着のこと。)

(5) 価格提案書の考え方

本支援業務に要する費用の金額及びその内訳を記載すること。ただし、消費税及び地方消費税相当額を含まないこと。

7 審査方法等

(1) 第1次審査の実施

ア 審査方法

6により提出された書類について、米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務プロポーザル選考委員会(以下「選考委員会」という。)の参加資格評価員が、別紙3「米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務プロポーザル第1次審査項目表」に基づき評価を行う。

イ 第2次審査参加者の選定

選考委員会において、第1次審査の結果に基づき、その評価の高い順に、第2次審査の参加者を5社程度選定する。

なお、審査の結果によっては、第2次審査の参加者を選定しない場合がある。

ウ 結果通知

第1次審査の結果については、6により参加の申込みをした事業者の全てに通知する。なお、第2次審査の参加者として選定しなかった場合には、その理由も併せて通知するものとし、当該通知を受けた事業者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日間(その期間中に日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)がある場合においては、当該休日等を除く。)に限り、書面(様式は、任意のものとする。)により、その理由について市に説明を求めることができる。

(2) 第2次審査の実施

第2次審査の参加者として選定された事業者は、次に定めるところにより第2次審査を受けることができる。

ア 提出書類

企画提案書(様式第4号)

イ 提出場所

6(2)の提出場所と同じ

ウ 提出方法

書留郵便又は持参により提出すること。なお、提出書類は、正本(押印をしたもの)1部及び副本8部を提出すること。

エ 提出期限

平成26年6月13日（金）午後5時（必着のこと。）

オ 審査方法等

プレゼンテーションを平成26年6月20日（金）に実施した上、選考委員会の企画提案評価員が、別紙4「米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務プロポーザル第2次審査項目表」に基づき評価を行う。なお、プレゼンテーションを実施する時間、場所等は、第2次審査の参加者に対し、別途、通知する。

カ 最優秀案等の選定

選考委員会は、第2次審査の結果に基づき、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、審査の結果によっては、優秀案又は最優秀案を選定しない場合がある。

キ 結果通知

審査の結果については、第2次審査の参加者の全てに通知する。なお、優秀案又は最優秀案として選定しなかった場合には、その理由も併せて通知するものとし、当該通知を受けた事業者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日間（その期間中に休日等がある場合においては、当該休日等を除く。）に限り、書面（様式は、任意のものとする。）により、その理由について市に説明を求めることができる。

(3) 選考委員会委員

ア 環境政策局長

イ 環境政策局環境事業課長

ウ 総務部行政経営課長

エ 総務部財政課長

オ 企画部企画課長

8 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 質問方法

質問事項を記載した質問書（様式は、任意のものとする。ただし、連絡先として、会社名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。）を電子メール又はファクシミリにより送付すること。

(2) 質問書送付先

米子市環境政策局環境事業課

電子メール kankyojigyo@city.yonago.lg.jp

ファクシミリ 0859-30-0271

(3) 質問受付期限

ア 参加申込手続について 平成26年5月16日（金）午後5時

イ 第2次審査について 平成26年6月6日（金）午後5時

(4) 質問への回答

次に掲げる期日に、米子市ホームページにおいて掲載する。なお、質問がない場合又は質問の内容が軽易である場合は、掲載しないものとする。

ア 参加申込手続について 平成26年5月20日（火）

イ 第2次審査について 平成26年6月11日（水）

9 本支援業務の委託契約

市は、7により選定された最優秀案の提案者と本支援業務に関する委託契約の締結に係る交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、7により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提案者と当該交渉を行う。

10 著作権及び工業所有権等

(1) 提案事項の利用

企画提案書を提出した事業者（以下「提出者」という。）は、市に対し、当該企画提案書により提案した事項（以下「提案事項」という。）が、次に掲げる方法により利用されることを承諾するものとする。

ア 提案事項を利用して本支援業務の委託に関する事務を行うこと。

イ アのために必要な範囲において、市自らが提案事項を複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、又は市が委託した第三者をして当該提案事項を複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(2) 工業所有権等の明示

提案事項に提出者以外の者が所有する著作権又は工業所有権等が含まれる場合においては、その旨を企画提案書に記載すること。

11 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加希望者の負担とする。

(2) 本プロポーザルにおける審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められる場合は、当該行為を行った事業者は、本プロポーザルに参加する資格を失う。

(3) 提案された内容がこの要項に定める条件を極端に逸脱している場合は、当該提案を無効とする場合がある。

(4) 提案事項は、未発表のものに限る。

(5) 原則として、提出された企画提案書その他の書類は、返却しない。

(6) 提出された企画提案書その他の書類は、受託者の候補者の選定に係る作業に必要な範囲において複製する。

(7) 提出期限後における企画提案書の再提出及び差し替えは、原則として認めない。

(8) 企画提案書その他の書類に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。

(9) 配置予定管理技術者は、原則として、変更することができない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更が必要となった場合は、この限りでない。

(10) 参加申込後に指名停止措置を受けた場合は、本支援業務に関する委託契約を締結しない。

(11) 米子市クリーンセンターの施設の見学又は既存資料等の閲覧を希望する場合は、米子市環境政策局環境事業課に連絡すること。

12 問合せ先

郵便番号 683-0852

米子市河崎3280番地1 米子市クリーンセンター内

米子市環境政策局環境事業課管理係

電話番号 0859-30-0270

ファクシミリ 0859-30-0271

電子メール kankyojigyo@city.yonago.lg.jp

(別紙1)

施設概要

1	施設名称	米子市クリーンセンター
2	施設所管	米子市
3	所在地	鳥取県米子市河崎 3280 番地 1
4	面積	敷地面積 33,318 m ² 建築面積 工場棟 5,896.15 m ² 延床面積 工場棟 13,835.70 m ²
5	施設規模	焼却施設 270t/24h(90t/24h×3 炉) 灰溶融施設 29t/24h(29t/24h×2 炉:1 炉予備)
6	建設年月日	着工 平成 10 年 6 月 完成 平成 14 年 3 月 稼働 平成 14 年 4 月
7	設計・施工	日本鋼管株式会社 (現 J F E エンジニアリング株式会社)
8	処理方式	
(1)	ごみ焼却施設	全連続燃焼式 焼却炉(ストーカ炉)
(2)	受入・供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
(3)	燃焼設備	NKK 式往復水平火格子型
(4)	燃焼ガス冷却設備	ボイラー、脱気器、高圧蒸気復水器、低圧蒸気復水器
(5)	排ガス処理設備	バグフィルタ (NO. 1、NO. 2)、減温塔、触媒反応塔
(6)	排水処理設備	ごみ汚水排水処理設備 プラント排水処理設備
(7)	余熱利用設備	蒸気タービン発電機(復水式) 定格出力 4,000kw
(8)	通風設備	平衡通風方式
(9)	灰出し設備	ピット・アンド・クレーン方式 灰溶融設備(プラズマ式)

(別紙 2)

米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務概要書

平成 26 年 5 月
米子市環境政策局環境事業課

第1章 総則

(概要)

第1条 本概要書は、米子市（以下「発注者」という。）が実施する米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、本プロポーザルへの参加を希望する事業者が企画提案書を作成するために、米子市クリーンセンター長寿命化計画の改定に関する支援業務（以下「本支援業務」という。）にあたり留意すべき基本的かつ一般的な事項をまとめたものである。

(目的)

第2条 本支援業務は、米子市クリーンセンター長寿命化計画（以下「本計画」という。）の改定に係る資料として活用するために、本計画の改良範囲の確認及び精査、本計画策定以降の施設経過（劣化）状況の把握及び改良事業に必要な予算の算出、並びに施設の延命化に資する施設保全計画の作成を目的とする。

(準拠する手引き及び法令等)

第3条 本支援業務は、次に掲げる関係法令及び規程等に基づいて処理するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- (2) 「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（ごみ焼却施設 し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」（平成22年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
- (3) 「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル ごみ焼却施設 し尿処理施設」（平成22年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
- (4) 米子市の条例及び規則その他の諸規程
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本支援業務に係る法令、通達等

(履行期間)

第4条 本支援業務の履行期間は、委託業務締結の日から平成27年3月27日までとする。

(業務範囲)

第5条 本支援業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。なお、業務の範囲に係る詳細については、別記「業務内容特記仕様書」によるものとする。

- (1) 本計画の改良範囲の確認及び精査
- (2) 本計画策定以降の施設経過（劣化）状況の把握及び改良事業箇所に必要な予算の算出

(3) 施設の延命化に資する施設保全計画の作成

(業務管理)

第6条 本支援業務を受注する事業者（以下「受注者」という。）は、本支援業務の遂行にあたっては、十分な経験を有する技術者を配置し業務工程表に沿って遅延なく行うものとする。また、受注者は、発注者との連絡を密にし、不明な点については適時指示を求めるものとする。なお、業務工程に変更が生じた場合は、発注者との協議の上、実施するものとする。

(管理技術者)

第7条 受注者は、本支援業務の遂行にあたり管理技術者を定め、発注者に書面をもって通知するものとする。管理技術者は技術士登録の衛生工学部門の資格を有する者を配置するものとする。

(提出書類)

第8条 受注者は、本支援業務にあたっては、委託契約書に定めるもののほか、発注者の指定する期日までに、次に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 業務工程表
- (2) 業務着手届及び完了届
- (3) 管理技術者選任届及び経歴書
- (4) その他発注者の指示する書類

(資料提供)

第9条 発注者は、本支援業務遂行のために、受注者の要望に応じ、「平成23年度米子市クリーンセンター長寿命化計画」の電子データをはじめ必要な図書及び関係資料等を貸与するものとする。

- 2 受注者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、発注者の承認を受けるものとする。なお、貸与された資料等は業務完了までに全て返却するものとし、発注者が返却を求めた資料等については早急に返却するものとする。

(報告)

第10条 発注者は、本支援業務遂行期間中に、発注者から業務進捗状況の報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。

(成果品)

第11条 受注者は業務完了に際し、次に掲げる成果品を提出するものとする。なお、成

果品の作成にあたっては、事前に発注者と協議の上、作成するものとする。

(1) 報告書 (A4版) 30部

(2) 報告書の電子データを収納した電子媒体 (CD-ROM) 1式

(著作権の帰属)

第12条 本支援業務において作成される成果品の著作権は、発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承諾なく当該成果品を公表し、貸与し、又は使用してはならない。

(機密の保持)

第13条 受注者は、本支援業務の遂行において知り得た全ての情報及び秘密を他人に漏らしてはならない。

(協議)

第14条 本概要書に記載のない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

別記「業務内容特記仕様書」

I 長寿命化計画の改定

1 施設の概要と維持補修履歴の整理

(1) 維持補修履歴の整理

長寿命化計画の基礎情報として、供用開始以降の補修・整備履歴、事故・故障データ等を整理する。

2 施設保全計画の改定

次に掲げる項目について精査した上、改定する。

- (1) 主要設備・機器、保全方式、機器別管理基準
- (2) 機能診断手法の検討
- (3) 健全度の評価、整備スケジュールの検討

3 延命化計画の改定

次に掲げる項目について精査した上、改定する。

(1) 延命化の目標

- ア 将来計画の整理
- イ 延命化に向けた検討課題や留意点の抽出
- ウ 目標とする性能水準の設定
- エ 性能水準達成に必要となる改良範囲の抽出

(2) 延命化への対応

- ア 延命化工事の実施時期の検討
- イ 工事の基本的条件の整理
- ウ 延命化の効果（LCC検討）
 - (ア) 算出対象とする経費
 - (イ) 検討対象期間
 - (ウ) 点検補修費
 - (エ) 廃棄物処理LCCの算出
 - (オ) 廃棄物処理LCCの比較（定量的比較）
- エ 延命化対策による二酸化炭素排出量削減効果
- オ 延命化計画のまとめ
 - (ア) 延命化工事の内容

(別紙3)

米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務プロポーザル第1次審査項目表

評価対象	評価項目	配点	内訳	判断基準				摘要	
				A	B	C	D		
1	事業者の信頼性	20	20	20	10	5	0	A : 30人以上 B : 20人~29人 C : 10人~19人 D : 0人~9人	
2	事業者の同種業務及び類似業務実績	35	実績数	20	20	10	5	0	同種業務及び類似業務の合計実績数について A : 150件以上 B : 100件~149件 C : 25件~99件 D : 0件~24件
			実績1	5	5	2	1	0	本支援業務との関連性について A : 関連性が同等以上 (長寿命化計画の策定)
			実績2	5	5	2	1	0	B : おおむね関連性あり (精密機能検査・施工監理指導等) C : 関連性が低い (その他の委託調査研究等)
			実績3	5	5	2	1	0	D : 関連性なし又は提案なし
3	配置予定管理技術者の業務実績	20	同種業務の経験実績	15	15	7	3	—	上記「同種業務及び類似業務」の判断基準に応じ、当該業務における管理技術者としての担当経験について A⇒A B⇒B C⇒C
			同種業務の経験実績数	5	5	2	1	—	上記「経験実績」がA判定の場合は、その実績数について A : 3件 B : 2件 C : 1件
4	価格提案 基準価格 4,649,600円 (消費税及び地方消費税の額を含まない金額)	25	25	【提案価格が基準価格以上】 基準価格/提案価格×25点 【提案価格が基準価格未満】 (1-提案価格/基準価格)×25点				*参考： (提案価格×1.08)が、本支援業務の予算額(6,277,000円)を超える場合は、提案自体を受け付けない。	

(別紙4)

米子市クリーンセンター長寿命化計画支援業務プロポーザル第2次審査項目表

評価対象	評価項目	配点	内訳	判断基準				概要	
				特に優れている	優れている	普通	提案なし		
1	業務処理体制	技術者の配置	25	25	25	12	6	—	業務内容に応じた人員配置への評価
2	施設の維持補修履歴の整理	基本的な考え方及び整理方法における理解度	5	5	5	2	1	—	
3	施設保全計画の改定	基本的な考え方及び精査方法	5	5	5	2	1	—	
4	延命化計画の改定	基本的な考え方及び精査方法	30	30	30	15	7	0	
5	業務の処理における工夫点		15	15	15	7	3	0	業務を処理する上での工夫点及び規定外事項に対する提案への評価
6	ヒアリング対応	質問に対する応答性	20	10	10	5	2	—	質問に対する応答の迅速性及び明確性への評価
		業務に対する適格性		10	10	5	2	—	業務に対する知見・技術力・積極性への評価